

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年8月3日（平成29年（行情）諮問第322号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行情）答申第4号）

事件名：「日米防衛協力のための指針」に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「電信：日米ガイドライン」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月7日付け情報公開第00500号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、異議申立人が平成28年1月4日付けで行った開示請求「『日米防衛協力のための指針』（平成27年4月27日）に関する決裁関連文書の全て。 \*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として1文書を特定の上、部分開示とする原処分（平成28年3月7日付け情報公開第00500号）を行った後、最終決定として、9文書を対象文書として特定の上、その全てを部分開示とする決定を行った（平成28年6月24日付け情報公開第01223号）。

これに対し、異議申立人は、原処分の一部に対する不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、原処分において部分開示とされた「電信：日米ガイドライン」である。

#### 3 不開示とした部分について

(1) 本件対象文書の総番号，発受信時刻，パターンコード，配布先一覧及び，各ページの背景に斜めに被覆した部分は，現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり，公にすることにより，電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ，国の安全が害されるおそれ，交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条3号及び6号により，不開示とした。

(2) 本件対象文書の不開示部分（(1)の不開示部分を除く。）は，非公開を前提とした米国とのやりとりに関する情報等であり，公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，また他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか，関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条3号及び6号により，不開示とした。

#### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」として，原処分を取消しを求めている。

しかしながら，外務省は，上記2のとおり，対象文書の不開示該当事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており，異議申立人の主張には理由がない。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき，外務省としては，原処分を維持することが適当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年8月3日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月1日     | 審議            |
| ④ | 平成30年3月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年4月9日     | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，「電信：日米ガイドライン」である。

諮問庁は，本件対象文書が法5条3号及び6号に該当するとして，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

##### (1) 外務省の電信システムに関する情報について

本件対象文書のうち，総番号，発受信時刻及びパターンコード並びに斜めに被覆を施した不開示部分には，外務省が使用している電信システ

ムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 米国と協議した内容について

本件対象文書（上記（1）の電信システムに関する不開示部分を除く。）には、「日米防衛協力のための指針」に係る日米間の協議の内容等に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、公にされていない日米間の防衛協力に係る詳細な検討内容等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約1年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久